

令和元年(ワ)第172号、同2年(ワ)第216号、同3年(ワ)第181号、同5年(ワ)第290号 違法行為差止請求事件

原告 和田 廣 治 外

被告 金 井 豊 外

補助参加人 北陸電力株式会社

検 証 申 出 書

2024年9月20日

富山地方裁判所民事部合議C係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 岩 淵 正 明 外



上記当事者間の頭書事件について、原告らは、その主張事実を立証し、あるいは被告ら主張事実反証するため、下記のとおり検証を申し出ます。

記

はじめに

- 1 本件において重要な争点の1つとなっているのは、被告ら取締役がなした、原子力規制委員会が行う新規制基準による審査に合格したときに志賀原子力発電所（本件原発）を再稼働させるとの決定とその決定に基づく行為について、それらが取締役の善管注意義務に違反しないかどうかである。

そして、この争点をめぐり、受訴裁判所（従前の裁判構成体）は、①公的専門機関である原子力規制委員会を信頼し、新規制基準に従って再稼働の判断をするという取締役らの業務執行は、特段の事情がない限り、善管注意義務を果たしているとは評価できるとの見解に立ち、その立場を前提に、②特段の事情、即ち、新規制基準適合性が確認されてもなお重大事故が発生し得る危険性が具

体的にあることを、原告ら側で主張立証する必要があるとした（第10回口頭弁論期日「裁判所の見解」）。

しかし、原告らは既に、新規制基準の内容そのものに看過できない不備・欠陥があること、また新規制基準に適合したからといって原発の安全性が担保されるわけではないと原子力規制委員会委員長自らが言明していることを明らかにしている（原告第21準備書面、第24準備書面、第37準備書面等）。したがって、受訴裁判所（従前の裁判構成体）が拠って立つ前提①は誤っているといわざるを得ず、そして、このように前提①がもはや維持できない以上、重大事故発生の具体的な危険性について原告ら側に主張立証責任を負わせる前記②の考え方もまた、見直しを余儀なくされるはずである（詳細は本件における主張立証責任の在り方を論じた本日付け原告第40準備書面参照）。

なお、念のために付言するに、被告ら取締役の善管注意義務違反の有無を決する立証命題は、狭く「重大(原発)事故発生の具体的な危険性」に限定されるものではない。その他にも、事故時の住民避難の実効性や、本件原発再稼働の経済的合理性といった事項も挙がってくる。この点は原告らが準備書面で繰り返し主張しているとおりである。

- 2 以上の主張立証責任の在り方をめぐる議論はここでは措き、「重大(原発)事故発生の具体的な危険性」を立証命題として捉えるとき、その立証命題の認定に極めて重大な影響を及ぼす事態が発生した。いうまでもなくそれは2024年1月1日発生の能登半島地震（以下「能登半島地震」という。）である。

原告らは、能登半島地震が本件原発にもたらしたトラブルの一端を第35準備書面や第39準備書面で明らかにしたが、それらは、補助参加人北陸電力の公表あるいは報道等により原告らが把握できた限りの情報に基づくものであって、トラブルのまさに一端にすぎない。

原告らはまた、第38準備書面で地震の一般的なメカニズムを説き、大規模地震が本件原発を襲ったときの危険性を明らかにした。

そこで、今般の能登半島地震が本件原発にもたらしたトラブルの全容やその深刻さの度合い、そして、今後本件原発を襲うであろう大規模地震がもたらす具体的な危険性を、正確な事実を基礎としてリアルに認定判断するには、本件原発プラントやその敷地、関係施設、本件原発周辺での隆起等を現地で見分す

ることが必須の作業となる。この現地見分をしない限り、本件原発にかかる重大事故発生具体的な危険性の有無は的確に認定判断できないのである。

3 ところで、検証は、裁判官が、視覚、聴覚、臭覚、味覚、触覚の五感の作用によって検証の目的物を直接に認識するものであるが、人は、この五感の作用を別々に動かしているではなく、これらを総合して対象物を認識している。

さらにまた、単純にこの五感やその総合のみで事物を認識しているのではなく、人は「時間的感覚や空間的感覚といった内的感覚も動員して世界を認識している」ことがつとに指摘されている（大阪高裁判事吉川愼一・『民事証拠法大系』第5巻「各論Ⅲ」77～125頁、就中84～86頁）。

例えば、現場の状況を撮影した写真・ビデオテープを、撮影状況を明らかにした図面と共に法廷に顕出し、これを準文書として証拠調べを実施するならば、視覚による検証に一定の限度で代替し得るであろう。その撮影者と被写体の距離や被写体の大きさ等を図面上で数値によって示すことも可能である。しかし、撮影者が被写体に近づくにはどのような状況のルートを通らなければならないのか、そのルートは平坦かアップダウンがあるのか、直線状か曲がりくねっているのか、人の歩行を要するのか、人の歩行に障害物はないか、自動車などが利用可能か、被写体にまで到達することは可能なのか、到達が可能だとして時間的にはどの程度かかるのか——こうした事実を認識するためには、まさに空間的感覚や時間的感覚の動員が必要なのであって、法廷での準文書等の証拠調べでは決して代替できない。

被告らは、令和6年2月26日付け上申書で、「令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震において、本件原子力発電所は、1、2号機とも、外部電源や必要な監視設備、冷却設備及び非常用電源等の機能を確保しており、原子炉施設の安全確保に問題は生じておらず、また、本件原子力発電所に設置しているモニタリングポストの数値に変化はなく、外部への影響はない」とし、別紙1の「主な設備に関する現況写真」を付している。しかし、これら「現況写真」からいったい何ほどの事実が感得できようか。検証の有用性を象徴的に表す「百聞は一見に如かず」のことわざが、本件では特に的を射ていることを、これら「現況写真」は雄弁に物語っているといえる。

以上の次第で原告らは次のとおり検証の申出を行うものである。

第1 証すべき事実

2024年1月1日発生の能登半島地震が、志賀原子力発電所1号機及び2号機（以下、両者を併せて「本件原発」という。）並びに周辺土地・海岸及び周辺施設に残した痕跡を検証し、

- ① 大規模地震によって本件原発に重大事故がもたらされる蓋然性が高いこと、
- ② 大規模地震によって本件原発に重大事故がもたらされた場合、「原子力災害対策指針」の想定に従って緊急対応するのは不可能であること、

以上の2点を、五感の作用により御庁に直接に体得いただき、もって、原告ら主張事実を立証し、あるいは重大事故発生の危険性を否定する（また緊急対応の実効性を主張する）被告らの立証を弾劾する。

第2 検証の目的物

1 本件原発内（本申出書〔別紙2〕参照）

(1) 本件原発の敷地

能登半島地震がもたらした敷地の亀裂、段差、地盤沈下その他の痕跡（工事による補修後の状況を含む）。

(2) 本件原発プラント

能登半島地震がもたらした損壊、亀裂、沈降等の痕跡（修繕後の状況を含む）。

(3) 上記(2)のうち特に原子炉制御棒関連設備・部品

制御棒脱落后の補修済み状況を含む（原告第39準備書面14頁以下参照）。

(4) 上記(2)のうち特にタービン建屋（1号、2号）

能登半島地震の際に損傷したタービンの損傷箇所、損傷の程度、他施設への影響など。

(5) 上記(2)のうち特に変圧器（1号、2号）

能登半島地震により絶縁油漏れが生じたとされる1号機変圧器及び2号機変圧器の状況（修繕後の状況）など（原告第38準備書面26～28頁、第39準備書面3頁以下参照）。

- (6) 前記(2)のうち使用済み核燃料プール及び可搬式消防ポンプ車
本件原発プラント内での使用済み核燃料プール（原告第39準備書面8頁以下参照）の位置、建屋の構造、天井の頑強性、可搬式消防ポンプ車（使用済み核燃料プールへのアクセスルートの状況を含む。）など。
- (7) 本件原発内の非常用設備
外部電源喪失に備えている非常用ディーゼル発電機、大容量電源車、高圧電源車等の非常用設備（これらが待機する位置から利用すべき場所へのアクセスルートの状況も含む。）など（原告第39準備書面6～8頁参照）。
- (8) 代替冷却水確保のための設備
大坪ダムからの導水管、原発敷地内大容量貯水槽、大容量ポンプ車（その利用予定箇所へのアクセスルートの状況を含む。）など。
- (9) その他上掲以外の本件原発内の設備等

2 本件原発外（本申出書〔別紙2〕参照）

- (1) 冷却水（海水）取り入れ設備
本件原発原子炉の冷却に供する海水を取り入れるための取水口、取水口と海水面との位置関係、取水路、取水槽、海水ポンプなど（原告第38準備書面30頁参照）。
- (2) 本件原発陸揚げ設備
能登半島地震による35cm沈下の痕跡、修繕後の状況など（原告第38準備書面31頁参照）。

3 本件原発の周辺地（本申出書〔別紙1〕参照）

- (1) 能登半島を形成した地殻変動の痕跡（特異な地形）
能登半島が隆起の繰り返しによって形成されたことを示す特異な地形として、巖門（本件原発北5km）近辺の地形、海食ノッチなど。
- (2) 能登半島地震による隆起及び海岸線前進
- ① 志賀町富来領家漁港（本件原発10km圏内）60～70cm隆起
 - ② 輪島市黒島地区（本件原発北25km）3m隆起、倒壊した重要伝

統建造物など。

- ③ 輪島市門前町鹿磯^{かいそ}漁港（本件原発30km圏内）4m隆起。
- ④ 輪島市門前町深見漁港近辺（本件原発30km圏内）5.2m隆起。

(3) 断層

- ① 志賀町富来地区・富来川南岸断層（本件原発北9km）
- ② 珠州市若山町・若山川沿い断層 延長7kmに及ぶ2m段差発生

4 避難用道路等の状況

(1) PAZ（5km圏内）

損壊家屋、損壊家屋等による道路封鎖状況など。

国道249号線、のと里山海道その他道路の損壊箇所、工事箇所など。

(2) UPZ（5～30km圏内）

家屋倒壊・損傷状況、道路封鎖状況など。

(3) モニタリングポスト

設置場所、設置状況など（18局機能停止。原告第38準備書面29頁参照）。

(4) 退避時検査場所、安定ヨウ素剤保管施設など

(5) 隆起した港湾、能登島大橋、その他避難困難ルート・手段

以上